

## 広告付き警察庁舎案内板設置・取扱業務に係る一般競争入札公告

広告付き警察庁舎案内板の設置・取扱業務について、次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

平成29年9月25日

青森県警察本部長 住友 一仁

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

広告付き警察庁舎案内板設置・取扱業務

#### (2) 規格

ア 自立大型案内板（幅約3,200mm×高さ約2,500mm×奥行約800mm）

イ 自立小型案内板（幅約1,000mm×高さ約2,000mm×奥行約700mm）

※ 案内板はキャスター付きとし、転倒防止等措置を講ずること。

#### (3) 設置場所

ア 青森市大字三内字丸山198-4

青森運転免許センター1F待合ホール内 自立大型案内板1台

青森運転免許センター2F待合ホール内 自立小型案内板1台

イ 弘前市大字大久保字西田38-2

弘前自動車運転免許試験場1F待合ホール内 自立大型案内板及び自立小型案内板各1台

#### (4) 事業期間

平成30年3月1日から平成30年3月31日まで

なお、平成30年4月1日以降の事業期間は、1年ごとに行政財産使用許可の更新を受けることにより、行政財産の使用許可を開始した日から5年間の限度として更新することができる。

### 2 入札に参加する者に必要な資格

次の要件をすべて満たす法人又は個人に限り参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げられた者でないこと。

(2) 青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）第128条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

(3) 物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札に参加する者の資格等に関する要領（平成13年4月1日施行）第5に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」）に「広告・宣伝」の営業種目により掲載されている者であること。

(4) 競争入札参加資格者名簿に掲載された日から開札の時までの間に、物品の製造の請負、買入れ及び借入れに関する契約並びに役務の提供を受ける契約に係る競争入札参加資格者名簿掲載業者に関する指名停止要領（平成12年1月21日施行）別表に掲げる措置要件に該当する事実（既に知事の指名停止の措置が行われたものを除く。）がない者であること。

- (5) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
- (6) 平成 29 年 3 月 31 日までに、国、都道府県、市町村と本件事業と同程度の業務に係る契約を締結し、履行した実績を有するものであること。

### 3 入札参加申込

一般競争入札に参加しようとする者は、次に掲げる提出書類を郵送又は持参により提出しなければならない。

#### (1) 申込書類

ア 広告付き警察庁舎案内板設置・取扱業務参加申込書

イ 契約実績一覧

ウ 広告付き警察庁舎案内板の概要が分かる資料（提案書、関係図面など）（様式任意）

エ 事業概要

（法人）会社概要（様式任意）

（個人）創業日・事業内容・事業実績等がわかるもの（様式任意）

オ 役員等一覧表

カ 商業登記事項証明書（現在事項全部証明書）又は営業証明書の原本又は写し（申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもの）

（法人）商業登記事項証明書

（個人）営業証明書

#### (2) 提出期限

平成 29 年 10 月 6 日（金）午後 5 時

#### (3) 提出場所

〒030-0801 青森県青森市新町 2 丁目 3 番 1 号

青森県警察本部警務部会計課

電話 017-723-4211

### 4 入札説明書（広告付き警察庁舎案内板設置・取扱業務募集要項）の交付場所及び契約条項を示す場所並びにその期間

#### (1) 場所

青森県青森市新町 2 丁目 3 番 1 号

青森県警察本部警務部会計課

#### (2) 期間

平成 29 年 9 月 25 日（月）から平成 29 年 10 月 6 日（金）午後 5 時まで

### 5 入札及び開札の日時及び場所

#### (1) 日時

平成 29 年 10 月 18 日（水）午後 3 時

#### (2) 場所

青森県青森市新町二丁目 3 番 1 号

青森県警察本部警務部会計課会議室

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

青森県財務規則第 132 条第 1 項第 2 号及び第 159 条の規定による。

7 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から 7 日以内に契約を締結する。

8 その他

(1) 無効の入札

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札金額とするので、消費税相当分を含めた金額を入札金額とすること。

(3) その他

詳細については、入札説明書（広告付き警察庁舎案内板設置・取扱業務募集要項）による。